

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 管理担当	
不利益処分名	都市公園法第27条第2項に基づく許可の取消し等	
根 拠 法 令	都市公園法	
根 拠 条 項	第27条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5295)	
処 分 基 準	基 準	<p>【根拠条文】 (監督処分) 第27条 【略】 2 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 3～10 【略】</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)